

教 育 ひ と 口 メ 王

## 成人病及び精神科疾患 に関する

### 「病気休暇」の取り扱い

#### —総務課—

○これまで、「四十歳以上を原則」としてあるものを、特に年齢について規定をしない（図1参照）

の二点ですが、この趣旨は、教職員等の死因の上位を占める疾病（図2参考照）及び近年急激に増加し、かつ長期的治療を要する疾病について、これまで以上に早期治療を図ることにあります。

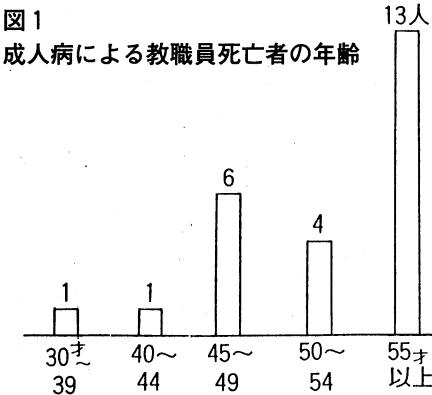
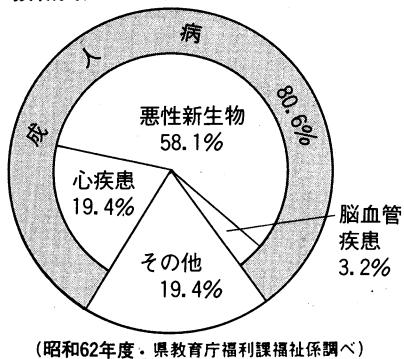


図2 教職員死亡の原因



に及ぶ場合のみならず、現に病気休暇にあるものが、現在の病気休暇期間を延長して併せて九一日以上一八〇日までに及ぶ場合も該当するものであること。

二、精神科疾患については、その全部について、また、成人病についてでは、次の疾患が該当するものであること。

なお、成人病（その疾患が成人病に該当するか否か判断しがたい場合を含む）の場合には、後記3による手続き（省略）によりあらかじめ県教育委員会に協議するものとし、精神科疾患については、その疾患が精神科疾患に該当するか否か判断しがたい場合を除き、その協議を必要としないものであること。

- (1) 各臓器の悪性腫瘍
  - (2) ホジキン病
  - (3) 白血病
  - (4) 細毛上皮腫
  - (5) 心筋梗塞
  - (6) 狹心症
  - (7) 心不全
  - (8) 循環器系疾患
  - (9) 腦梗塞（一過性脳虚血発作を含む）
  - (10) 脳出血（くも膜下出血を含む）
  - (11) 腎不全
  - (12) 肝硬変
  - (13) 高血圧性脳症
  - (14) 慢性膀胱炎（急性期）
  - (15) 重症糖尿病及びその合併症（腎症、網膜病、神経症）
  - (16) その他県教育委員会が認めたもの
- ・以下省略、「教職員の服務及び勤務」（第五次改訂版）一七一ページ参照

なお、この要項は、昭和六十三年九月一日から施行されました。

二、成人病の対象年齢を制限せず幅をもたせたこと。

○新たに、肝硬変、腎不全、慢性膀胱炎、重症糖尿病とその合併症等を「各臓器の悪性腫瘍」としてまとめて表記した。